

(別紙)

陸前高田市復興推進計画対象業種一覧表

1 復興特区法第2条第3項第2号のイの復興推進事業

業種(日本標準産業分類による)					
1	06 総合工事業	19	642 質屋	37	799 他に分類されない生活関連サービス業
2	07 職別工事業(設備工事業を除く)	20	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	38	801 映画館
3	08 設備工事業	21	68 不動産取引業	39	806 遊戯場
4	116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	22	693 駐車場業	40	809 その他の娯楽業
5	117 下着製造業	23	702 産業用機械器具賃貸業	41	8213 博物館・美術館
6	319 その他の輸送用機械器具製造業	24	704 自動車賃貸業	42	8214 動物園・植物園・水族館
7	36 水道業	25	7092 音楽・映像記録物賃貸業	43	823 学習塾
8	382 民間放送業(有線放送業を除く)	26	7093 貸衣しよう業(別掲を除く)	44	824 教養・技能教授業
9	43 道路旅客運送業	27	7099 他に分類されない物品賃貸業	45	829 他に分類されない教育、学習支援業
10	48 運輸に附帯するサービス業	28	72 専門サービス業(他に分類されないもの、726 デザイン業を除く)	46	83 医療業
11	50 各種商品卸売業	29	73 広告業	47	85 社会保険・社会福祉・介護事業(851 社会保険事業団体及び852福祉事務所除く)
12	55 その他の卸売業	30	741 獣医学業	48	89 自動車整備業
13	56 各種商品小売業	31	742 土木建築サービス業	49	90 機械等修理業(別掲を除く)
14	59 機械器具小売業	32	746 写真業	50	91 職業紹介・労働者派遣業
15	60 その他の小売業	33	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	51	922 建物サービス業
16	622 銀行(中央銀行を除く)	34	78 洗濯・理容・美容・浴場業	52	923 警備業
17	63 協同組織金融業	35	791 旅行業	53	9293 看板書き業
18	641 貸金業	36	796 冠婚葬祭業	54	9399 他に分類されない非営利的団体

※上記の業種のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による規制(同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業及び8065 ゲームセンターを除く。)の対象となる業種を除く。

2 復興特区法第2条第3項第2号のロの復興推進事業

業種(日本標準産業分類による)	
1	69 不動産賃貸業・管理業

税制上の特例を受けるためには、不動産賃貸を目的として整備した建築物が次に掲げる(1)、(2)の要件を満たす必要があります。

(1) 耐火建築物であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 延べ床面積が1,500㎡以上であること。

イ 地上階数が3階以上であり、かつ、避難の用に供することができる屋上広場が設けられていること。

ウ 建築物を施行する土地の区域内において整備される公共施設(道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)の用に供される土地の面積の占める割合が30%以上であること。

エ 建築物を施行する土地の区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が5,000万円以上であること。